

議案第75号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

専決第18号

専 決 処 分 書

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ640,047,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		129,704,103	1,207,273	130,911,376
	2 国庫補助金	31,867,489	1,207,273	33,074,762
歳 入 合 計		638,840,480	1,207,273	640,047,753

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		231,609,016	1,207,273	232,816,289
	4 児童福祉費	100,940,044	1,207,273	102,147,317
歳 出 合 計		638,840,480	1,207,273	640,047,753